

## 令和元年度徳島県一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

令和元年度一般会計の決算状況は第1表、令和元年度特別会計の決算状況は第2表のとおりです。

### 1 一般会計

#### (1) 歳入

一般会計歳入決算額は481,843,834,591円であり、前年度に比べて1,900,559,825円、率にして0.4パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、国庫支出金2,799,871,411円の増(前年度比増加率5.2%)、地方交付税2,524,733,000円の増(同1.7%)となっており、これに対し減額は、地方消費税清算金1,914,974,479円の減(前年度比減少率7.1%)、県税1,406,749,395円の減(同1.8%)となっています。

県税や諸収入、繰入金など自主財源の割合は43.3%(前年度44.3%)、県税や地方交付税など用途が特定されない一般財源の割合は55.0%(同55.3%)を占めています。(資料1及び2参照)

#### (2) 歳出

一般会計歳出決算額は468,034,061,945円であり、前年度に比べて2,210,027,731円、率にして0.5パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、土木費3,749,443,947円の増(前年度比増加率7.1%)、民生費2,529,574,664円の増(同4.4%)、総務費2,412,984,248円の増(同7.7%)となっており、これに対し減額は、衛生費4,693,993,111円の減(前年度比減少率17.0%)、諸支出金2,553,650,446円の減(同9.0%)となっています。

人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は39.8%(前年度40.4%)を占めています。(資料3及び4参照)

なお、義務的経費の割合は、財政構造改革基本方針の初年度である平成20年度と比べて9.3ポイントの減となっています。

#### (3) 実質収支

一般会計の収入済額と支出済額との差引額、すなわち形式収支は13,809,772,646円となっており、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源5,741,962,224円を差し引いた実質収支額は8,067,810,422円の黒字となっています。

### 2 特別会計

21の特別会計については、歳入決算額341,808,220,465円、歳出決算額330,903,120,736円であり、歳入歳出差引額10,905,099,729円から翌年度へ繰り越すべき財源64,709,005円を差し引いた実質収支額は10,840,390,724円の黒字となっています。

# 第1表 一般会計決算状況

## ① 歳入

款名	令和元年度		平成30年度		前年度比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減額 (A)-(B)	増減率
	円	%	円	%	円	%
01 県 税	76,706,155,523	15.9	78,112,904,918	16.2	△1,406,749,395	△1.8
02 地方消費税清算金	24,957,708,226	5.2	26,872,682,705	5.6	△1,914,974,479	△7.1
03 地方譲与税	13,556,129,613	2.8	13,878,827,000	2.9	△322,697,387	△2.3
04 地方特例交付金	622,328,000	0.2	239,499,000	0.1	382,829,000	159.8
05 地方交付税	148,976,548,000	30.9	146,451,815,000	30.5	2,524,733,000	1.7
06 交通安全対策特別交付金	211,379,000	0.1	225,732,000	0.1	△14,353,000	△6.4
07 分担金及び負担金	1,006,072,154	0.2	909,016,237	0.2	97,055,917	10.7
08 使用料及び手数料	5,786,118,231	1.2	5,854,314,634	1.2	△68,196,403	△1.2
09 国庫支出金	56,889,200,214	11.8	54,089,328,803	11.2	2,799,871,411	5.2
10 財産収入	763,152,409	0.1	994,215,217	0.2	△231,062,808	△23.2
11 寄附金	103,706,847	0.1	318,849,945	0.1	△215,143,098	△67.5
12 繰入金	69,912,019,409	14.5	70,937,329,821	14.9	△1,025,310,412	△1.4
13 繰越金	14,119,240,552	2.9	12,317,923,024	2.5	1,801,317,528	14.6
14 諸収入	15,349,076,413	3.2	16,376,836,462	3.4	△1,027,760,049	△6.3
15 県債	52,885,000,000	10.9	52,364,000,000	10.9	521,000,000	1.0
合計	481,843,834,591	100.0	479,943,274,766	100.0	1,900,559,825	0.4

### 主な増額理由

- ・国庫支出金については、林業費国庫補助金などの増によるものです。
- ・地方交付税については、普通交付税が基準財政需要額の増加に伴い増となったことによるものです。

### 主な減額理由

- ・地方消費税清算金については、算定基礎となる全国の地方消費税の収入の減によるものです。
- ・県税については、地方消費税、自動車取得税などの減によるものです。

## ② 歳 出

款 名	令和元年度		平成30年度		前年度比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減額 (A)-(B)	増減率
01 議 会 費	980,986,914	0.2	970,071,363	0.2	10,915,551	1.1
02 総 務 費	33,743,028,376	7.2	31,330,044,128	6.7	2,412,984,248	7.7
03 民 生 費	59,962,284,184	12.8	57,432,709,520	12.3	2,529,574,664	4.4
04 衛 生 費	22,907,231,152	4.9	27,601,224,263	5.9	△4,693,993,111	△17.0
05 労 働 費	4,030,470,329	0.9	4,338,614,073	0.9	△308,143,744	△7.1
06 農 林 水 産 業 費	30,753,232,113	6.6	29,342,546,189	6.3	1,410,685,924	4.8
07 商 工 費	54,584,696,503	11.7	54,865,097,803	11.8	△280,401,300	△0.5
08 土 木 費	56,272,705,088	12.0	52,523,261,141	11.3	3,749,443,947	7.1
09 警 察 費	23,138,519,025	4.9	21,392,471,884	4.6	1,746,047,141	8.2
10 教 育 費	80,477,869,509	17.2	81,476,052,374	17.5	△998,182,865	△1.2
11 災 害 復 旧 費	3,391,531,191	0.7	3,629,583,621	0.8	△238,052,430	△6.6
12 公 債 費	72,123,240,850	15.4	72,700,440,698	15.6	△577,199,848	△0.8
13 諸 支 出 金	25,668,266,711	5.5	28,221,917,157	6.1	△2,553,650,446	△9.0
合 計	468,034,061,945	100.0	465,824,034,214	100.0	2,210,027,731	0.5

### 主な増額理由

- ・土木費については、総合流域防災事業費、道路維持修繕費などの増によるものです。
- ・民生費については、地域介護総合確保施設整備事業費などの増によるものです。
- ・総務費については、被災者生活再建支援基金出資金、地域総合整備資金貸付金などの増によるものです。

### 主な減額理由

- ・衛生費については、地域医療介護総合確保基金事業費などの減によるものです。
- ・諸支出金については、地方消費税清算金などの減によるものです。

## ③ 実質収支

(単位:円)

	令和元年度	平成30年度	前年度比較
歳入決算額 A	481,843,834,591	479,943,274,766	1,900,559,825
歳出決算額 B	468,034,061,945	465,824,034,214	2,210,027,731
歳入歳出差引額 C=A-B	13,809,772,646	14,119,240,552	△ 309,467,906
翌年度繰越額	58,650,851,178	39,571,352,050	19,079,499,128
翌年度へ繰り越すべき財源 D	5,741,962,224	4,279,919,918	1,462,042,306
実質収支額 C-D	8,067,810,422	9,839,320,634	△ 1,771,510,212

一般会計歳入歳出決算額の推移

年 度	予算現額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳出決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入歳出差引額 (千円)
12	686,575,554	0.9	637,188,496	1.7	611,737,139	1.2	25,451,357
13	676,413,163	△ 1.5	616,348,321	△ 3.3	595,312,853	△ 2.7	21,035,468
14	627,217,897	△ 7.3	587,299,535	△ 4.7	570,170,872	△ 4.2	17,128,663
15	581,358,974	△ 7.3	554,625,604	△ 5.6	538,725,581	△ 5.5	15,900,023
16	575,687,182	△ 1.0	539,762,825	△ 2.7	522,304,253	△ 3.0	17,458,572
17	563,806,450	△ 2.1	533,813,272	△ 1.1	513,268,160	△ 1.7	20,545,112
18	540,723,391	△ 4.1	513,507,931	△ 3.8	501,978,129	△ 2.2	11,529,802
19	497,251,645	△ 8.0	480,565,715	△ 6.4	468,137,080	△ 6.7	12,428,635
20	483,644,481	△ 2.7	458,365,532	△ 4.6	452,066,612	△ 3.4	6,298,920
21	524,356,273	8.4	490,105,138	6.9	479,278,396	6.0	10,826,742
22	509,241,682	△ 2.9	486,797,697	△ 0.7	469,183,529	△ 2.1	17,614,168
23	504,655,835	△ 0.9	477,500,683	△ 1.9	466,174,921	△ 0.6	11,325,762
24	519,315,226	2.9	472,132,543	△ 1.1	457,947,074	△ 1.8	14,185,469
25	537,851,850	3.6	500,961,111	6.1	479,805,459	4.8	21,155,652
26	531,038,370	△ 1.3	498,629,266	△ 0.5	478,556,462	△ 0.3	20,072,804
27	519,544,992	△ 2.2	488,445,908	△ 2.0	475,108,277	△ 0.7	13,337,631
28	512,649,317	△ 1.3	475,143,032	△ 2.7	462,004,267	△ 2.8	13,138,765
29	513,112,108	0.1	477,162,472	0.4	464,844,549	0.6	12,317,923
30	527,545,512	2.8	479,943,275	0.6	465,824,034	0.2	14,119,241
元	548,906,075	4.0	481,843,835	0.4	468,034,062	0.5	13,809,773

第2表 特別会計決算状況

(単位：円)

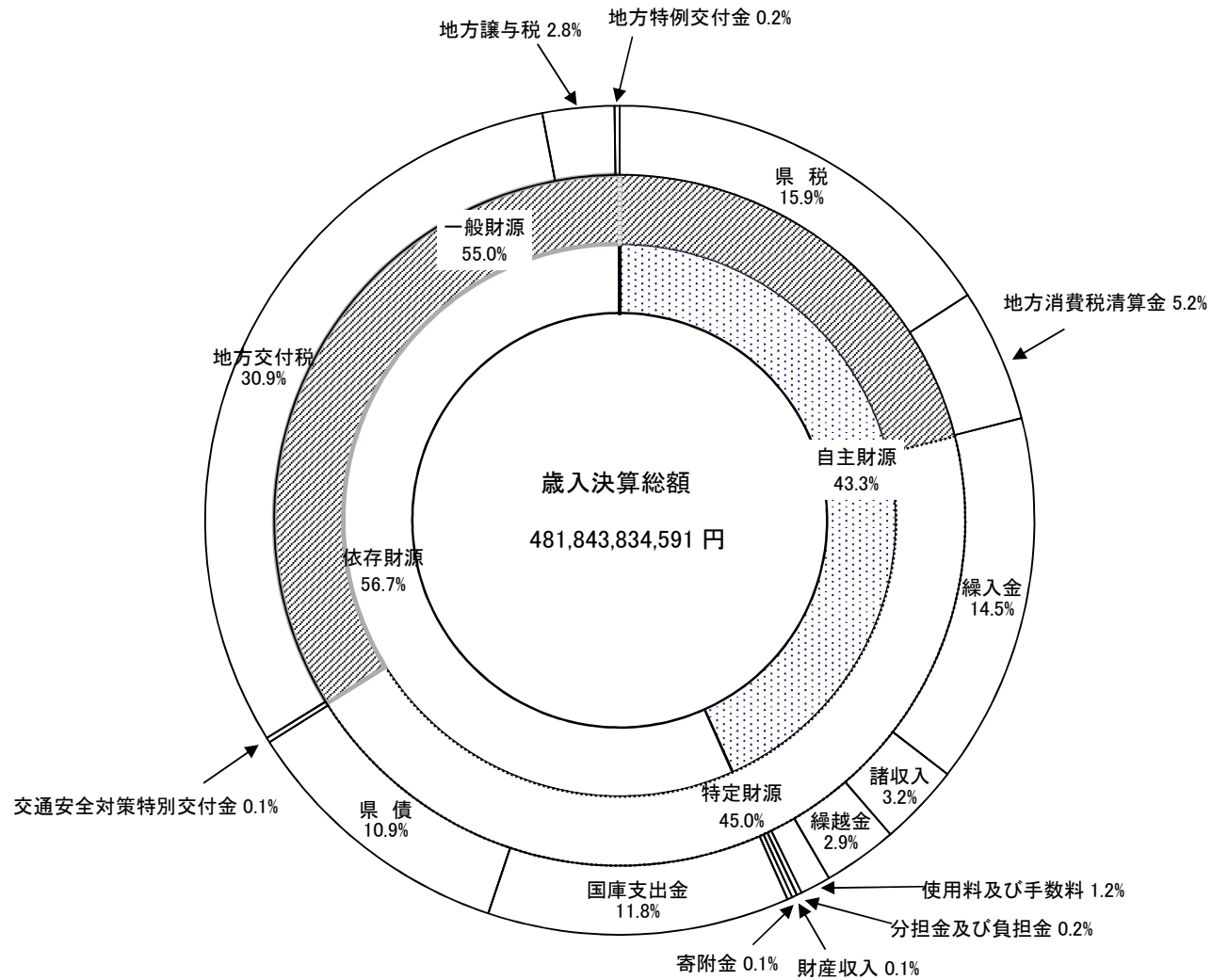
会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
用 度 事 業 特 別 会 計	1,434,331,758	1,058,910,978	375,420,780	375,420,780
証 紙 収 入 特 別 会 計	3,339,047,322	2,575,153,215	763,894,107	763,894,107
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	339,568,712	141,040,192	198,528,520	198,528,520
農業改良資金貸付金特別会計	22,894,272	4,136,009	18,758,263	18,758,263
県有林県行造林事業特別会計	201,080,159	200,377,858	702,301	702,301
中小企業近代化資金貸付金特別会計	2,561,512,333	72,008,283	2,489,504,050	2,489,504,050
中小企業・雇用対策事業特別会計	104,951,701,219	104,794,254,894	157,446,325	157,446,325
港湾等整備事業特別会計	4,695,957,012	4,185,358,178	510,598,834	480,528,834
徳島ビル管理事業特別会計	311,437,232	44,092,844	267,344,388	267,344,388
県営住宅敷金等管理特別会計	252,813,906	14,521,990	238,291,916	238,291,916
公用地公共用地取得事業特別会計	2,824,212,946	2,607,575,440	216,637,506	181,998,501
奨 学 金 貸 付 金 特 別 会 計	568,132,256	223,038,620	345,093,636	345,093,636
都市用水水源費負担金特別会計	257,763,816	257,763,078	738	738
市町村振興資金貸付金特別会計	4,989,570,679	1,146,482,655	3,843,088,024	3,843,088,024
流域下水道事業特別会計	837,253,064	833,176,780	4,076,284	4,076,284
公 債 管 理 特 別 会 計	109,093,805,877	109,093,805,877	0	0
給 与 集 中 管 理 特 別 会 計	30,365,753,680	30,365,753,680	0	0
林業改善資金貸付金特別会計	275,177,465	28,000	275,149,465	275,149,465
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	288,787,707	2,897,432	285,890,275	285,890,275
国民健康保険事業特別会計	73,760,039,541	72,845,365,224	914,674,317	914,674,317
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 資金貸付金特別会計	437,379,509	437,379,509	0	0
合 計	341,808,220,465	330,903,120,736	10,905,099,729	10,840,390,724

(単位：円)

歳 入 歳 出 差 引 額	10,905,099,729
翌 年 度 繰 越 額	3,421,709,005
翌年度へ繰り越すべき財源	64,709,005
実 質 収 支 額	10,840,390,724

資料 1

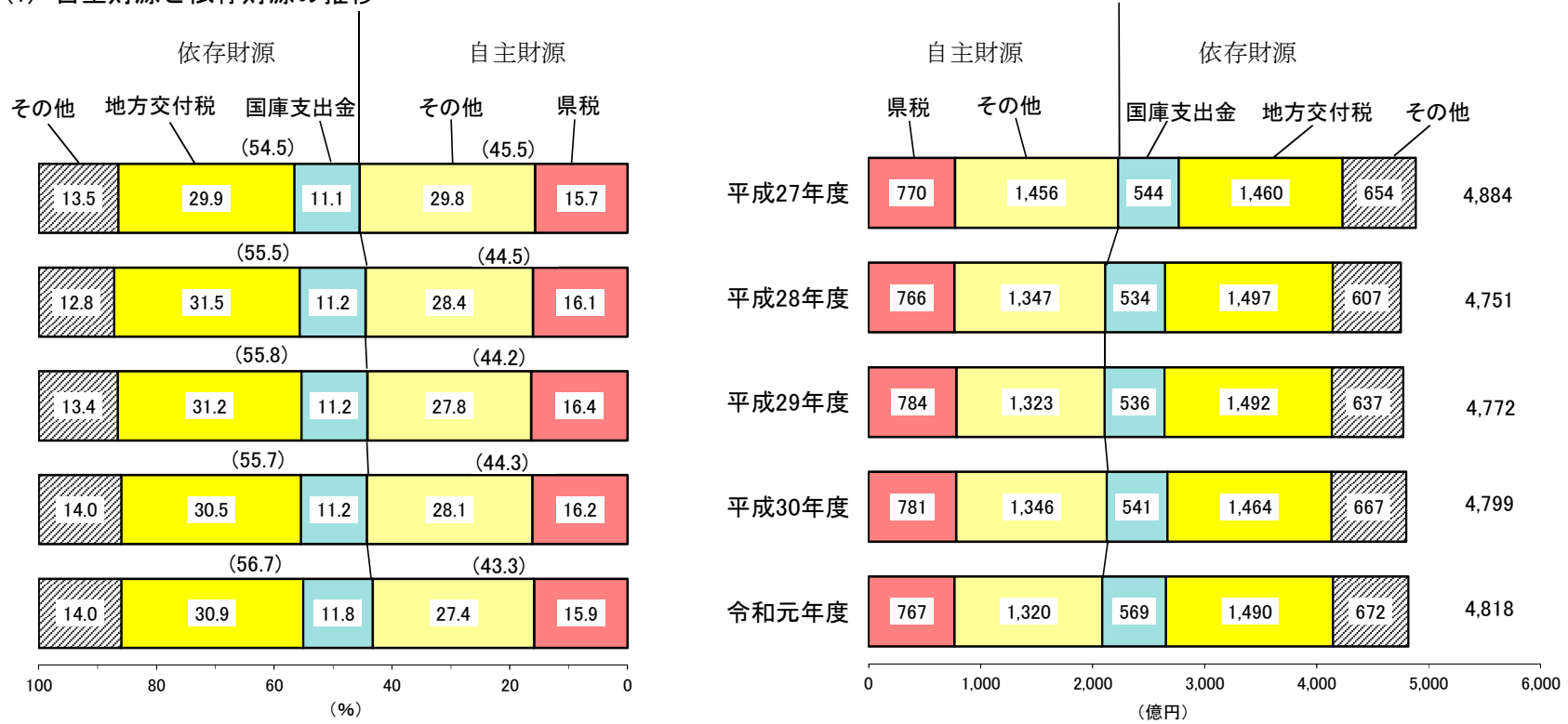
一般会計歳入決算分析グラフ (性質別)



資料 2

最近 5 箇年間の一般会計歳入決算額比較表（財源別構成比の推移）

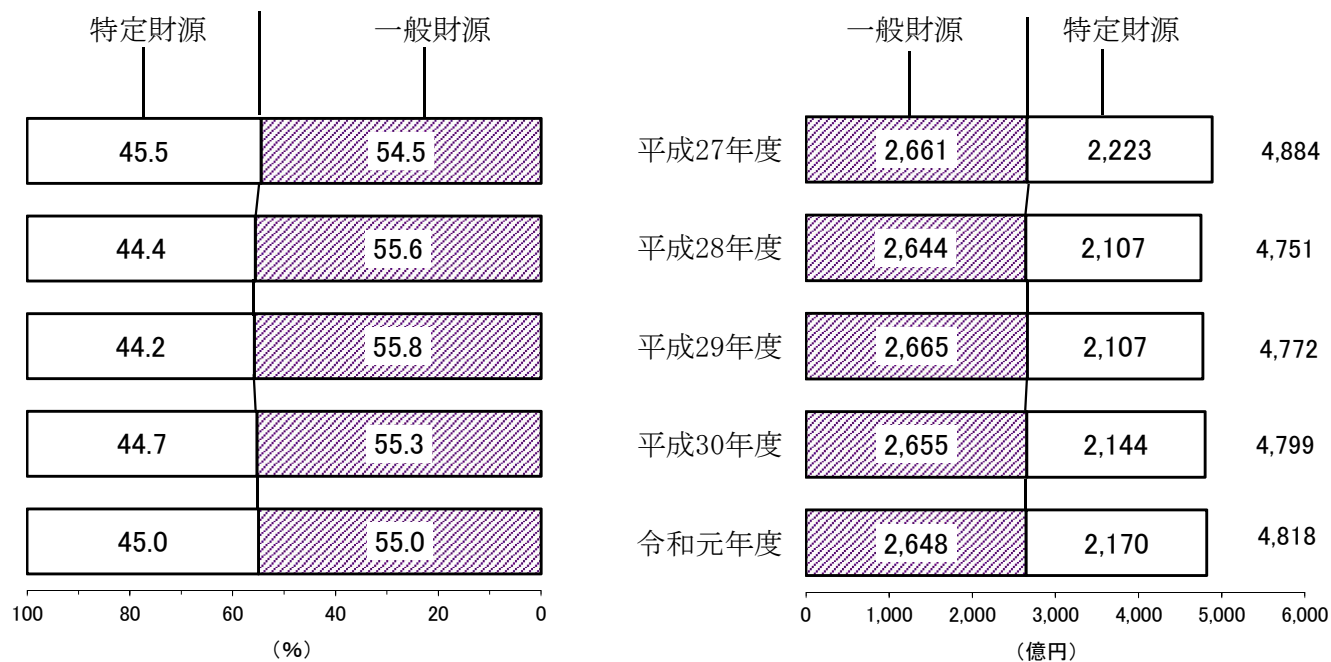
(1) 自主財源と依存財源の推移



(注) ( )は、依存財源、自主財源のそれぞれの構成比の合計である。

1 自主財源の「その他」	2 依存財源の「その他」
地方消費税清算金	県債
分担金及び負担金	地方譲与税
使用料及び手数料	地方特例交付金
財産収入	交通安全対策特別交付金
寄附金	
繰入金	
繰越金	
諸収入	

(2) 一般財源と特定財源の推移



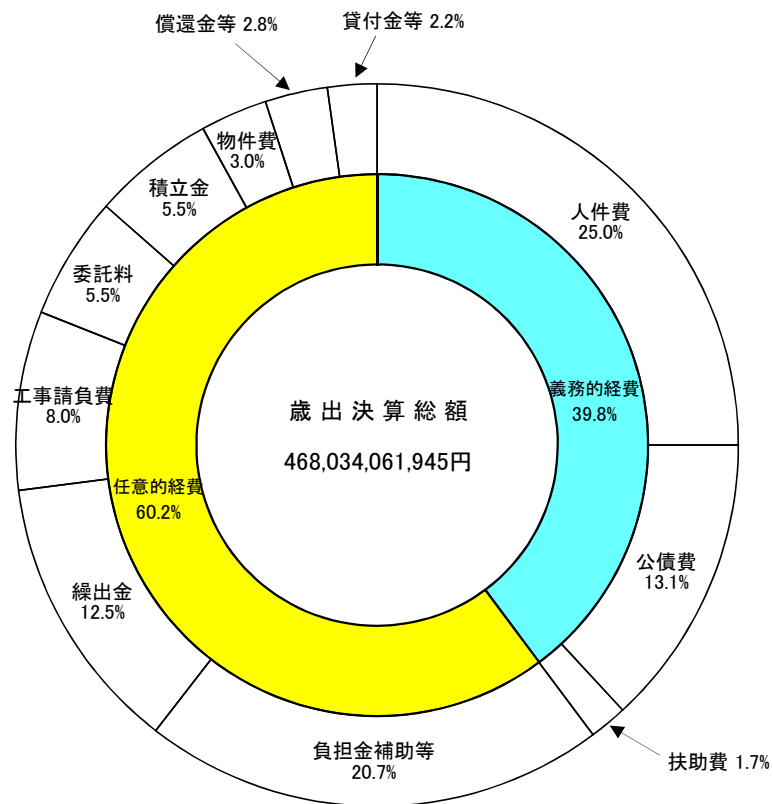
1 一般財源	2 特定財源	
県税	交通安全対策特別交付金	寄附金
地方消費税清算金	分担金及び負担金	繰入金
地方譲与税	使用料及び手数料	繰越金
地方特例交付金	国庫支出金	諸収入
地方交付税	財産収入	県債



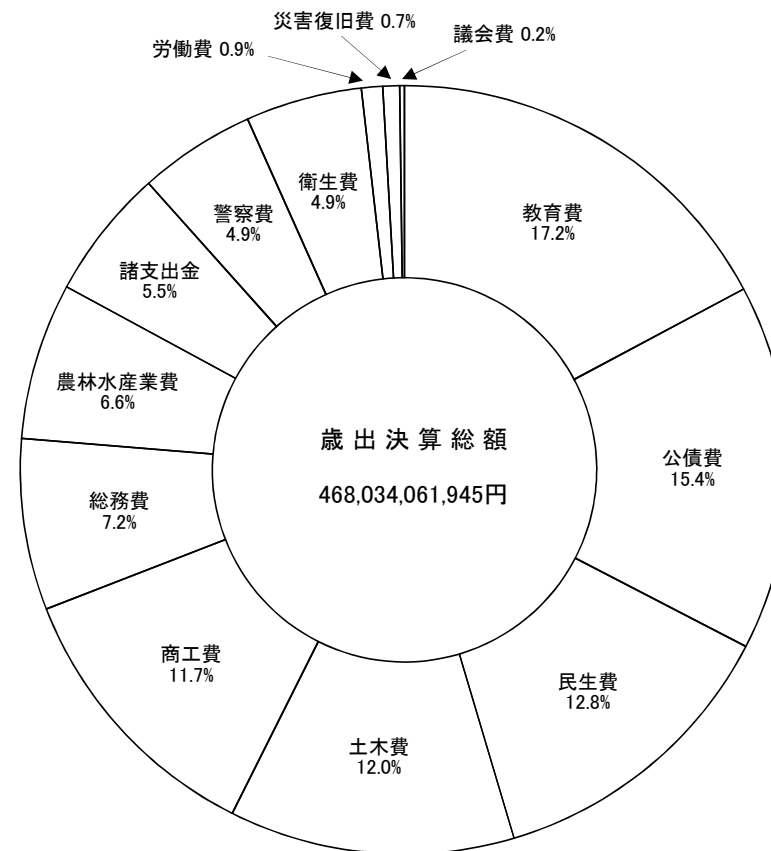
資料 3

一般会計歳出決算分析グラフ

(性質別)



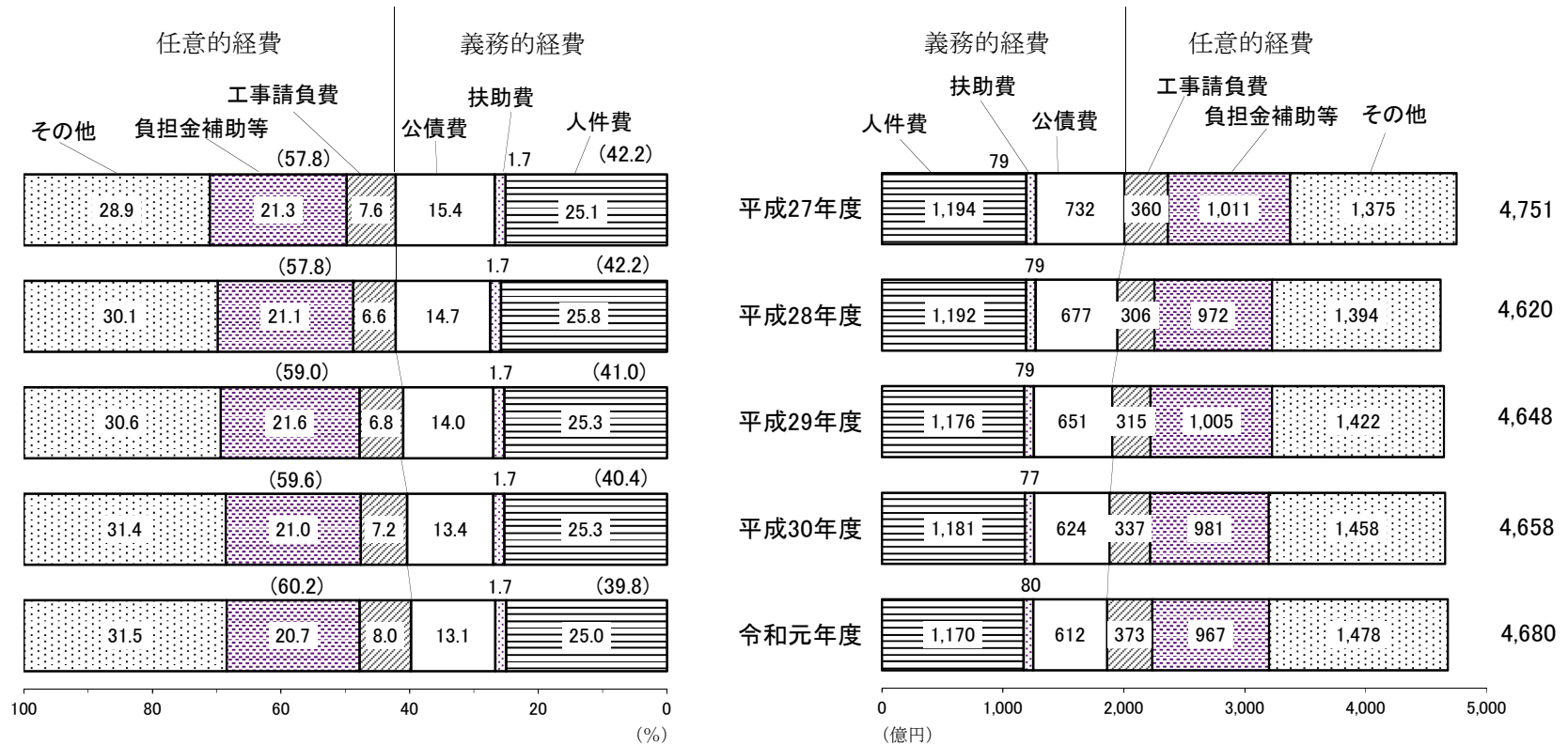
(目的別)



(注) 性質別のグラフにおいて、公債費は公債諸費等を除く。

資料 4

最近5箇年間の一般会計歳出決算額比較表（性質別構成比の推移）



(注1) ( ) は、任意経費、義務経費のそれぞれの構成比の合計である。  
 (注2) 公債費は、公債諸費等を除く。

# 決算用語解説

## 1 「一般会計」とは

県の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、地方交付税や県税などを主な財源として、道路、河川、住宅、学校等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業・教育・文化の振興、警察など事務事業の大部分を経理する会計です。

## 2 「特別会計」とは

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいい、経理の適正を図るため、条例に基づいて設置しているものです。

令和元年度の特別会計の数は、21会計となっています。

## 3 「予算現額」とは

予算現額とは、当初予算を基礎に、補正予算を差引増減した予算額に、前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額をいいます。

決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない（地方自治法施行令第166条）こととなっていますが、この歳入歳出予算が予算現額です。

## 4 「収入済額」とは

調定された金額のうち、現実に収入された金額の合計額のことです。

歳入を収入する場合には、歳入徴収権者（知事の委任を受けた課長又は麻長）が、その歳入の内容を調査して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限等を具体的に調査決定する県の内部意思決定行為である調定が必要です。

納入義務者には、調定に基づき納入通知書が送付されることとなります。

## 5 「支出済額」とは

歳出予算の執行により、現実に支出した金額の累計額のことです。

## 6 「歳入歳出差引額」とは

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額は、地方自治法に基づき、歳計剰余金として翌年度の「繰越金」収入となります。

「歳計剰余金」、「形式収支」と同義語です。

## 7 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは

翌年度繰越の歳出予算の経費については、その経費に充てるために必要な金額（財源）を、必ず翌年度に繰り越さなければなりません。翌年度繰越額のうち令和元年度において既に収入済となっており、繰越事業費の財源として使用することが確定している額をいいます。

8 「**実質収支額**」とは

歳入歳出差引額（形式収支）から、「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額が「歳計剰余金」であるのに対し、実質収支額は「純剰余金」ともいいます。純剰余金は、翌年度の一般財源として、いかなる歳出予算の財源に充当しても差し支えありません。

$$\text{「実質収支額」} = \text{「歳入歳出差引額」} - \text{「翌年度へ繰り越すべき財源」}$$

9 「**自主財源**」とは

県が自主的に収入できる財源をいいます。

自主財源がどれくらいあるかは、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となります。

10 「**依存財源**」とは

国にその調達を依存する財源であり、国の意思により、定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。

11 「**一般財源**」とは

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

12 「**特定財源**」とは

財源の用途が特定されているものをいいます。

13 「**義務的経費**」とは

県の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、極めて硬直性の強い経費です。次の三項目がこれに当たります。

人件費

扶助費（社会保障制度の一環として、生活保護法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費等）

公債費（県債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）

14 「**任意的経費**」とは

県が任意に支出することができる経費で、義務的経費以外の一切の経費をいいます。

15 「**県債**」とは

県が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。